

改正 昭和40年6月21日規則第11号
平成18年12月20日規則第39号

平成元年4月1日規則第8号
平成27年3月31日規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項および第23条第2項の規定にもとづき、青梅市消防団（以下「消防団」という。）の組織等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(分団等の設置)

第2条 消防団に分団、部および班を置く。

- 2 分団、部および班の名称は数字を冠称する。
- 3 分団および部の区域は別に定めるところによる。

(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、副部長、班長および団員とする。

- 2 機能別団員の階級は、団員とする。

注 平成28年4月1日から施行

第3条の見出し中「階級」の次に「および役職」を加え、同条第1項中「、副部長」を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、副部長、班長の役職およびその他の団員を置く。
- 4 前項に規定する副部長は、班長の階級にある者をもつて充てる。

(職務)

第4条 団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮して法令、条例および規則に定める職務を遂行する。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、または団長が欠けたときは、団長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 3 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を処理し、所属団員を指揮監督するとともに、団長および副団長とともに事故があるときは、前項の規定に準じてその職務を代理する。
- 4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、または分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部長は、上司の命を受け、団員を指揮し、部の事務を処理する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、または部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 班長は、上司の命を受け、団員を指揮し、指定された事務を処理する。
- 8 団員は、上司の命を受け、指定された事務を処理する。ただし、機能別団員の職務については、別に定める。

(消防団本部の事務)

第5条 消防団に本部を置き次の事務を管掌する。

- (1) 消防団員の身分に関すること。
- (2) 報告通報連絡に関すること。
- (3) 教養訓練に関すること。
- (4) 消防団の諸計画に関すること。
- (5) 会計経理に関すること。
- (6) 設備資材および物品の管理に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

(分団本部の事務等)

第6条 分団に本部を置き次の事務を管掌する。

- (1) 所属消防団員の身分に関する事。
- (2) 報告、通報、連絡に関する事。
- (3) 教養訓練に関する事。
- (4) 設備資材および物品の管理に関する事。
- (5) その他必要と認める事項

2 分団本部に事務主任を置く。

3 事務主任は、市長が任免する。

4 事務主任は、分団長を補佐して当該分団の事務を処理する。

(文書簿冊)

第7条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 身分関係書類
- (3) 沿革誌
- (4) 消防施設台帳
- (5) 資材・備品台帳
- (6) 水利関係書類
- (7) 消防団区域図
- (8) 出動関係書類
- (9) 諸報告書
- (10) 消防団員互助会関係書類

(訓練および礼式)

第8条 消防団員の訓練および礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）および消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）による。

付 則

この規則は、昭和27年4月1日から施行する。

付 則（昭和40年6月21日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

付 則（平成元年4月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年12月20日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第8号）

この規則中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。